

改正

平成4年3月19日条例第7号

平成8年12月19日条例第28号

平成12年12月22日条例第60号

平成16年9月22日条例第21号

平成17年9月21日条例第28号

令和元年12月18日条例第21号

調布市八ヶ岳少年自然の家条例

(設置)

第1条 恵まれた自然環境の中で、集団での宿泊生活をとおして少年の心身の健全な育成を図るため、調布市八ヶ岳少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）を山梨県北杜市高根町大字清里字念場原3545番地1に設置する。

(管理)

第2条 少年自然の家は、調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する。

(事業)

第3条 少年自然の家は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 自然観察，自然探求，自然愛護その他の自然に親しむ事業
- (2) 登山，ハイキングその他の野外活動に関する事業
- (3) 少年団体の指導者の研修に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか，委員会が必要と認める事業

(休業日)

第4条 少年自然の家の休業日は、毎月（8月を除く。）第2火曜日及びその翌日（これらの日のうちいずれかの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条第1項に規定する休日にあたる場合は、第3火曜日及びその翌日）とする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(使用の資格)

第5条 少年自然の家を使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市に登録した少年団体の構成員がその団体の行事として使用する場で、引率者がいるも

の

(2) 市内の小学校の児童及び中学校の生徒が団体として使用する場で、引率者がいるもの

(3) 市外の小学校の児童及び中学校の生徒が団体として使用する場（市内に住所を有する者が含まれる場合に限る。）で、引率者がいるもの

2 委員会は、前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者に少年自然の家を使用させることができる。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事業所を有し、又は勤務する者及びその家族

(3) 市内の学校（専修学校及び各種学校を含む。）に在学する者

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が適当と認めた者

（使用の手続）

第6条 少年自然の家を使用しようとするものは、委員会の承認を受けなければならない。

（使用の制限）

第7条 委員会は、少年自然の家を使用しようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を承認しない。

(1) 公益を害し、風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設又は附帯設備を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

2 少年自然の家は、引き続き4泊を超えて使用することはできない。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りでない。

（使用権の譲渡の禁止）

第8条 少年自然の家の使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用の取消し等）

第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 使用者が使用の目的に違反したとき。

(2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく委員会規則に違反したとき。

(3) 災害その他の事故により少年自然の家の使用ができなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認めるとき。

(損害賠償の義務)

第10条 使用者は、使用に際し、施設又は附帯設備に損害を生ぜしめた場合は、委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第11条 委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に、少年自然の家の管理を行わせることができる。

2 前項の規定による指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う業務の範囲等については、調布市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成15年調布市条例第30号）の定めるところによる。

3 前2項の規定により指定管理者に管理を行わせる業務については、この条例中「委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第12条 使用者は、別表に定める金額の範囲内において指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定めた少年自然の家の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納入しなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金は、少年自然の家の使用を終了したときに納入しなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めたときは、利用料金を前納することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

2 東京都調布市八ヶ岳林間学園条例（昭和40年調布市条例第10号）は、廃止する。

附 則（平成4年3月19日条例第7号）

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の調布市八ヶ岳少年自然の家条例の規定は、平成4年7月1日以後の使

用に係るものについて適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成8年12月19日条例第28号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の調布市八ヶ岳少年自然の家条例の規定により、既に使用の承認を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月22日条例第60号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市八ヶ岳少年自然の家条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係るものについて適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成16年9月22日条例第21号）

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年9月21日条例第28号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市八ヶ岳少年自然の家条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係るものについて適用し、施行日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月18日条例第21号）

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市八ヶ岳少年自然の家条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係るものについて適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第12条関係）

利用料金の上限額

使用区分		宿泊料 (1人1泊につき)
第5条第1項及び第2項第1号から第3号までの規定に該当する者	児童生徒	円 300
	大人	800
第5条第2項第4号の規定に該当する者	児童生徒	600
	大人	1,800

備考

- 1 この表において、「児童生徒」とは小学校の児童及び中学校の生徒をいい、「大人」とは児童生徒以外の者（学齢前の者を除く。）をいう。
- 2 学齢前の者が使用するときの宿泊料は、無料とする。ただし、宿泊に伴い寝具を必要とするときは、児童生徒の宿泊料とする。
- 3 宿泊料は、食事料を含まないものとする。
- 4 食事料は、委員会の承認を得て指定管理者が定める。